

## 体外受精卵利用による黒毛和種の生産団地指定応募要領

### 1. 趣 旨

一般財団法人畜産ニューテック協会（以下財団と云う）は、一般社団法人家畜改良事業団（以下事業団と云う）と提携して、本要領に基づき生産団地を指定し、体外受精卵利用による黒毛和種の生産振興に寄与するものとする。

### 2. 生産団地指定の応募条件

団地指定に応募できる者は、次の機関及び条件を満たすものとする。

- ① 一定規模以上の黒毛和種・乳用種・交雑種等を常時飼育し、体外受精卵を利用して黒毛和種の繁殖に積極的に取り組む次の組織とする。  
農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、(株)生産牧場、(有)生産牧場  
肉用牛生産組合等。
- ② 獣医師、受精卵移植師等、体外受精卵の移植を実施する体制が確保されている組織とする。

### 3. 応募方法

- ① 応募の地域は全国とし、応募期日は各年度毎に4月1日と10月1日の2回とする。
- ② 応募は、別添の生産団地指定申請書によるものとする。
- ③ 書類の提出先・問い合わせ先  
〒108-0075  
東京都港区港南2-4-8 大島ビル 2F  
一般財団法人 畜産ニューテック協会  
電話 03-5463-8951 FAX 03-5463-8952  
E-mail: [h.kageyama@jlnt.jp](mailto:h.kageyama@jlnt.jp)

### 4. 生産団地指定の決定と通知

- ① 応募のあった申請書を精査の上、事業団と協議し決定する。
- ② 決定後直ちに生産団地に通知すると共に、財団・事業団・生産団地の三者による覚書を締結する。
- ③ 前項の覚書の三者締結によって生産団地の指定は完了する。

### 5. 生産団地に対する諸対策

財団は、別添の「体外受精卵利用による黒毛和種の生産促進対策事業実施要領」に基づ

き生産団地向けの諸対策を実施する。

6. その他

本要領は平成 26 年 5 月 12 日より施行する。

以上